

果樹経営支援対策事業でまとまった改植、新植を実施すると
未収益期間の栽培管理経費の支援を受けられます！

<果樹未収益期間支援事業>

補助率：定額 5.5万円/10アール×改植・新植の翌年から4年分(最大) = **22万円/10アール**

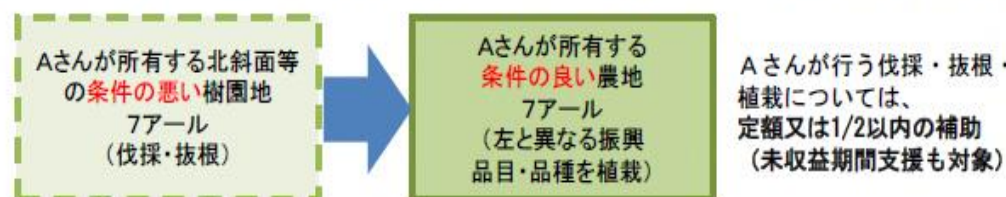
果樹経営支援対策事業で担い手(農家)ごとに、おおむね2アール以上を同一年度内に改植・新植した場合に
対象になります。

果樹経営支援対策事業の主なメニューの紹介

優良品目・品種への転換、省力樹形の導入

○ 改植 補助率：定額又は1/2以内

- ① 例えば古い品種・老木等を伐採・抜根し(又は枯死させ)、その跡地に
産地計画に位置づけられた振興品目・品種へ改植することができます
- ② 伐採・抜根した園地と異なる、条件の良い他の園地への植栽も改植とみなします(移動改植)



○ 新植 補助率：定額又は1/2以内

例えば平坦で作業性の良い水田等、果樹の植栽が行われていない
土地で植栽することができます

○ 省力樹形への改植・新植 補助率：定額又は1/2以内

労働生産性の向上が見込まれる省力樹形への改植・新
植ができます

省力樹形の例
超高密植(トールスピンドル)栽培
(りんご)



収量慣行比1.7倍以上

例えば、①果樹経営支援対策事業、②果樹未収益期間支援事業を活用すると・・・

- ① 慣行樹形で栗への改植を実施 ⇒ **17万円/10アール** (新植の場合15万円)
- ② 未収益期間支援 ⇒ 5.5万円/10アール×改植・新植の翌年から4年分(最大) = **22万円/10アール**

①と②あわせて・・・ **39万円/10アール**の支援を受けられます！

※この支援事業は実施初年度のみ交付される事業となります。

優良品目・品種への転換、省力樹形の導入、 園地整備など、産地計画を実現するために 果樹経営支援対策事業を活用しましょう

産地計画とは：産地自らが作成した果樹の生産振興等に関する計画です。

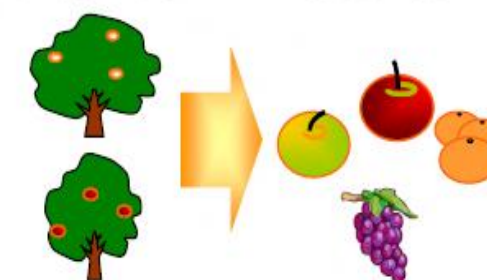
◆ 優良品目・品種への改植・新植

改植・新植支援単価(例) (括弧書きは新植支援単価)

慣行樹形等	うんしゅうみかん等のかんきつ類への改植・新植	23(21)万円/10アール
	かんきつ類以外の主要果樹(※1)への改植・新植	17(15)万円/10アール
	りんごのわい化栽培、ぶどう(加工用)の垣根栽培への改植・新植	33(32)万円/10アール
省力樹形(※2)	超高密植(トールスピンドル)栽培(りんご)への改植・新植	73(71)万円/10アール
	根域制限栽培(うんしゅうみかん等のかんきつ類)への改植・新植	111(108)万円/10アール
	根域制限栽培(ぶどう・なし・もも等)への改植・新植	100(99)万円/10アール
	ジョイント栽培(なし・もも・すもも、かき等)への改植・新植	33(32)万円/10アール
	V字ジョイント栽培(なし・りんご・もも・おうとう・かき等)への改植・新植	73(71)万円/10アール

転換元(例えば古い品種・老木等)

産地計画に位置づけられた振興品目・品種への改植



- ※1 主要果樹とは、みかん等のかんきつ類、りんご、ぶどう、なし、もも、おうとう、びわ、かき、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ及びいちじくをいう。
- ※2 省力樹形とは、産地計画に今後導入すべき新技術として定められ、かつ、未収益期間の短縮が期待できるものであり、慣行栽培と比較して、労働時間の縮減又は単収の増加を試験結果等で確認できるもの(例：りんごの超高密植栽培、なしの根域制限栽培等)
- ※3 急傾斜地から平地等への移動改植又は農地中間管理機構等を通じた改植・新植において、園地の集約化に伴い追加的な土壌土層改良経費を要する場合には、改植・新植支援単価に2万円/10アール加算。

事業の説明会を以下の日程で開催します！

【開催日】令和6年7月10日(水)

【場所】10:00～ 本所大ホール

13:00～ 益城支所会議室

15:00～ 第3営農センター会議室

事業を活用したい方はどなたでもお越しください。

お問い合わせは各営農センターへ

第1営農センター 096-234-1156

第2営農センター 096-286-9250